

千葉県消防局における回転翼航空機の緊急運航実施要領

1 目的

この運航実施要領は、千葉県消防局に所属する回転翼航空機が航空法（以下「法」という。）第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受ける状況下で、消防活動及び各種救難活動に従事する場合に、当該航空機並びに地上又は水上の人又は物件の安全を確保し、迅速な災害活動の遂行を図ることを目的とする。

2 事前調査

飛行場以外の場所における離着陸、最低安全高度以下の高度での飛行及び物件投下の実施は、必要止むを得ない場合に限り行うこととし、事前にこれらの行為を行うことが予想される場合については可能な限り調査し、資料を収集保存するとともに飛行等に際しての参考にするものとする。

3 飛行場以外の場所（構築物の上以外）における離着陸（法第79条）（以下「緊急離着陸場」という。）

(1) 離着陸地帯の要件

原則として、平成9年10月8日付、空航第773号（飛行場外離着陸許可基準）に定める許可基準を満足するものでなければならない。（別図1～別図6参照）

(2) 離着陸場選定時の優先順位

可能な限り、飛行場外離着陸場許可基準に定める「一般」を適用することとし、不可能な場合には「防災対応離着陸場」、「特殊地域」の順で選定するものとする。

(3) 安全対策

ア 対地連絡方法

対地連絡方法は、原則として消防用無線又は航空用無線を使用して行うものとする。

イ 離着陸地帯の安全対策

(ア) 地上部隊を配置することが可能な場合には、立ち入り制限等所要の警戒配備措置を講じるものとし、配備不可能な場合には、機長が離着陸地帯及びその周辺の安全を確認した後に離着陸を実施すること。

(イ) 離着陸に伴い事故の誘発を招く恐れのある道路については、通行制限等の措置を講じること。また、耕作地、牧場等が近接している場合は、騒音又は吹き降ろし風による砂塵等のため、牛馬が暴走し、これが事故の原因となる場合もあるので、事前に関係者に周知納得させること。

ウ 砂塵防止

離着陸の際、砂塵を巻き上げ、航空機、人畜等に悪影響を及ぼすことがあるので、可能な限り散水等所要の措置を講じること。

エ 騒音対策

離着陸場及び進入離脱経路の選定にあつては、民家、病院、学校等に騒音の影響が及ばないように配慮すること。

オ 継続的に使用することが予想される場所においては、航空法施行規則第172条の2に規定する事項（地方航空局における飛行場外離着陸許可の事務処理基準）に適合するように維持管理しなければならない。

(4) 空港事務所に対する事前通報

原則として、平成24年9月3日付、国空用第279号「飛行計画記入・通報要領」に定める要領とし、以下の方法による。

ア インターネット専用回線（以下「サテライト」という。）による場合

サテライトによる通報後、可能な限り電話にて法第81条の2の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

イ 電話等による場合

その他の情報として、法第81条の2の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

4 飛行場以外の場所（構築物の上）における離着陸（法第79条）（以下「緊急離発着場」という。）

(1) 離着陸地帯等の要件

原則として、平成9年9月30日付、空航第715号（地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準）に定める設置基準又はこれに準ずる設置基準を満足するものでなければならない。（別図3～別図5参照）

(2) 安全対策

ア 可能な限り、防災センター等に連絡を取り、風向風速、避難者の人数等の情報収集に努める。

イ 構築物屋上付近は気流の擾乱、乱気流等が予想されるため、最大離陸重量の95%以下の重量で運航すること。

ウ 離着陸に伴う吹き降ろし風による避難者の転落を防止するため、離着陸帯の無人を確認した後でなければ離着陸をしてはならない。

離着陸帯に避難者がいる場合には、ラウドスピーカー等を使用し、退避場への誘導を行うこと。

エ 可能な限り、ヘリコプターの尾部を退避場の方向に向けないこと。

オ 退避者を乗降させる場合には、同乗の航空隊員が避難者の誘導にあたるものとする。

カ 継続的に使用することが予想される場所においては、航空法施行規則第

172条の2に規定する事項(地方航空局における飛行場外離着陸許可の事務処理基準)に適合するように維持管理しなければならない。

(3) 騒音対策

運航上の安全を阻害することがない範囲で可能な限り速やかに離着陸を実施すること。特に学校、病院及び住宅街の上空は、運航上許容される範囲内でこれを避け、止むを得ずその付近を通過するときは、なるべく速やかに通過するよう努める。

(4) 空港事務所に対する事前通報

原則として、平成24年9月3日付、国空用第279号「飛行計画記入・通報要領」に定める要領とし、以下の方法による。

ア インターネット専用回線(以下「サテライト」という。)による場合

サテライトによる通報後、可能な限り電話にて法第81条の2の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

イ 電話等による場合

その他の情報として、法第81条の2の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

5 最低安全高度以下の高度での飛行(法第81条)

(1) 飛行経路及び不時着場の選定方法

飛行中動力装置の停止又は吊り下げしている物件のトラブル等緊急事態が発生した場合において、地上又は水上の人又は物件に危害を及ぼす恐れがない飛行経路を選定すること。物件を吊り下げた状態で道路等を横断する場合には、飛行経路直下の道路上に人又は車両等がないことを確認してから横断するものとする。

(2) 物件を吊り下げて行う低空飛行時の安全対策

ア 物件の吊り下げ方法

飛行規程に定められた装置を使用し、操作方法についても飛行規程の操作要領に従って行うものとする。

イ 対地連絡方法

機上員と地上員とは事前に作業内容等について打ち合わせを行うとともに、原則として消防用無線又は航空用無線を使用して安全を確認する。但し、無線が使用できない場合には、所定の手信号等により行うものとする。

ウ 荷揚げ、荷降ろし場所の安全確保

関係者以外の者の立ち入り制限の措置を講じるとともに、運航に支障を及ぼす障害物が存在する場合には、可能な限りこれを除去する。これが困難な場合には、操縦士から視認しやすいように標識設置等の措置を講じる。

(3) 空港事務所に対する事前通報

原則として、平成24年9月3日付、国空用第279号「飛行計画記入・

通報要領」に定める要領とし、以下の方法による。

ア インターネット専用回線（以下「サテライト」という。）による場合
サテライトによる通報後、可能な限り電話にて法第 8 1 条の 2 の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

イ 電話等による場合

その他の情報として、法第 8 1 条の 2 の規定に基づく飛行であること及び離着陸場の位置等を併せて通報する。

6 物件の投下（法第 8 9 条）

(1) 投下場所の選定基準

地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼす恐れのない場所であること。

(2) 投下場所の安全対策

ア 地上部隊配置可能な場合

投下場所及びその周辺への関係者以外の立ち入り制限等所要の警戒措置を講じるものとする。

イ 地上部隊配置不可能な場合

機長及び地上員が、投下場所及びその周辺の安全を確認してから投下するものとする。

(3) 投下方法

機体及び地上に対する安全が十分に確保できる高度及び速度とし、固形物件を限定された場所に投下する場合には、可能な限り低速度を維持して行うものとする。

(4) 対地連絡方法

機上員と地上員とは事前に作業内容等について打ち合わせを行うとともに、原則として消防用無線又は航空用無線を使用して安全を確認する。ただし、無線が使用できない場合には、所定の手信号等により行うものとする。

(5) 空港事務所に対する事前通知

空港事務所に対する飛行計画通報の際、次の事項を事前通知する。

ア 所属、通報者の氏名、連絡先

イ 使用航空機の型式、機番

ウ 消火を行う場所（火点の住所）

エ 行動概要（場外離着陸場から火点までの飛行経路、消火回数等）

オ 投下物

7 爆発物等の輸送（法第 8 6 条）

(1) 輸送基準

消防活動に使用するための資器材（各種燃料を含む）の内、規則で爆発物

等に指定されている物件を消防ヘリコプターにより輸送する場合は、消防防災業務に使用するものに限り積載することができる。

※ 「消防活動」とは

特定の消防活動に限定することなく、消火、人命の救助、災害時の情報収集、応急対策用資器材、救援物資の緊急輸送、災害予防、救急業務等ヘリコプターの有効性が期待できる消防活動の全てを対象とするとともに、それらの事象に対応するために実施する訓練を含む。

(2) 輸送できる物件

別表1に定める物件とする。

(3) 積載区画

別表2に定める客室内とする。

(4) 積載数量

別表1に掲げる物件の品名ごとに、輸送時の最大積載数量を超えて積載しないこと。

(5) 積載方法

ア 包装方法は、別表1に定めるところによる。

イ 高压容器は、高压ガス保安法第44条に定める容器を使用する。

ウ 積載場所は別表2に定める積載区画の床面上とし、積載にあつては、機体の動揺等により不用意に移動しないような措置を講じる。

エ 高压容器は、床に毛布等のクッション材を敷き、ロープ等で固定すること。

オ 引火性液体を輸送する場合にあつては、漏洩措置として必要に応じて流出処理剤を配置すること。

カ 乗組員と積載する爆発物等の数量により、座席配置を決定する。

(6) 安全対策

ア 搭載にあつては、容器の異常等を十分に確認したうえで搭載すること。

イ 輸送中は、機内での火気の使用を厳禁とする。

ウ 安全監視員を配置し、荷崩れ又は物件漏洩等の早期発見に努める。

エ 必要に応じて輸送物件に適合した消火器を積載する。

オ 機長は運航中において、機内通話装置を使用して乗組員(安全監視員等)と意思疎通を図り、安全運航の徹底に努める。

カ 航空機に異常が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

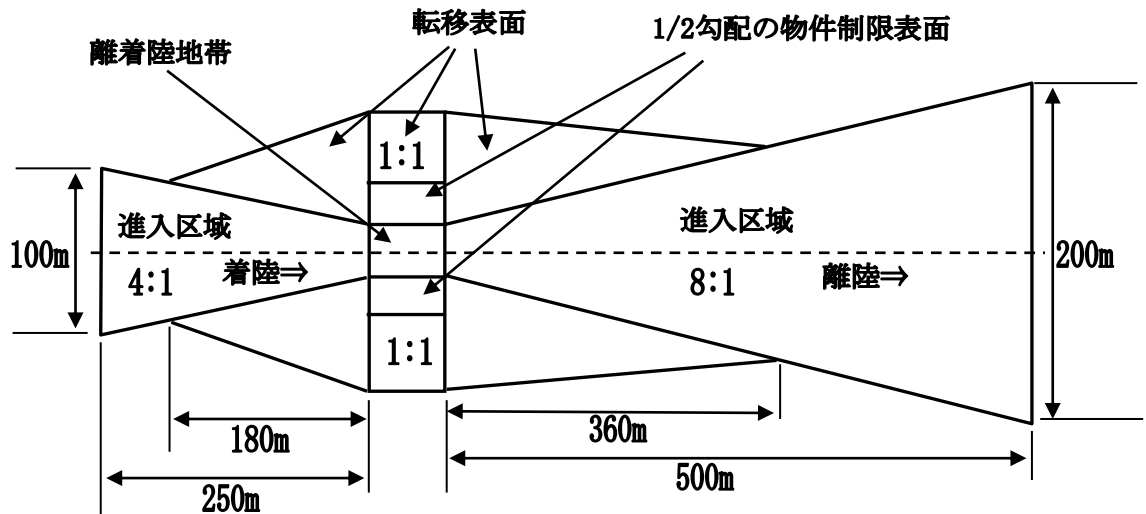
(7) 航空局に対する輸送申請

全ての消防防災ヘリコプターについての承諾申請を全国航空消防防災協議会会長から国土交通大臣あて、一括申請を行う。

この要領は、平成30年7月26日より施行する。
この要領は、令和3年1月1日より施行する。

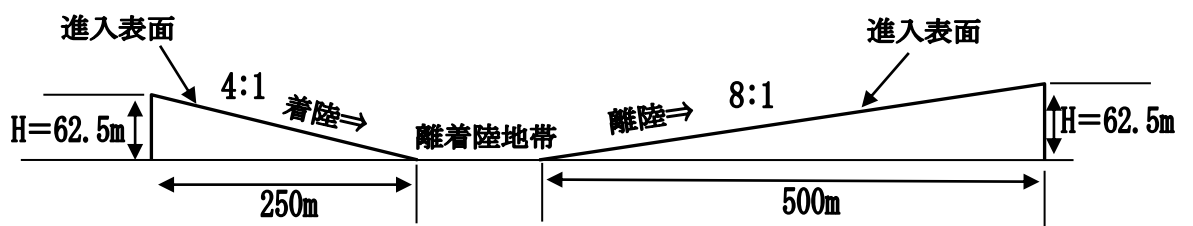
『一般』 進入区域、進入表面、転移表面の略図
 《各表面上に出る高さの物件がないこと》

平面図

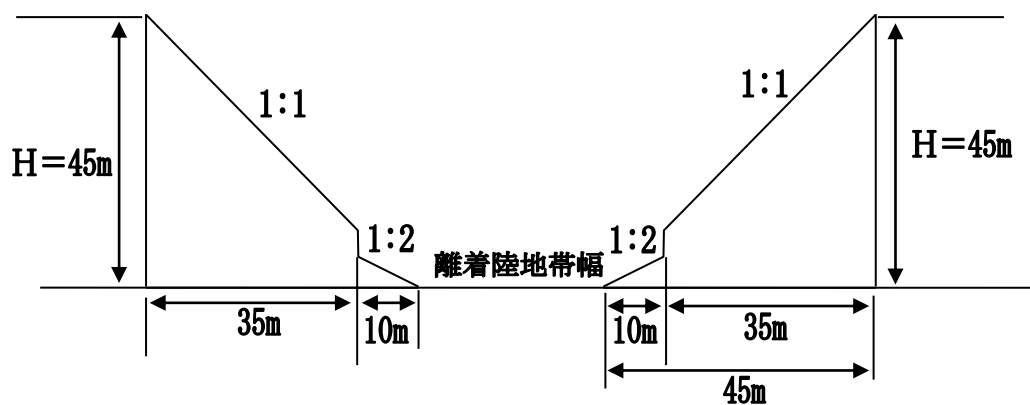


離着陸地帯：使用航空機の全長、全幅以上であること。

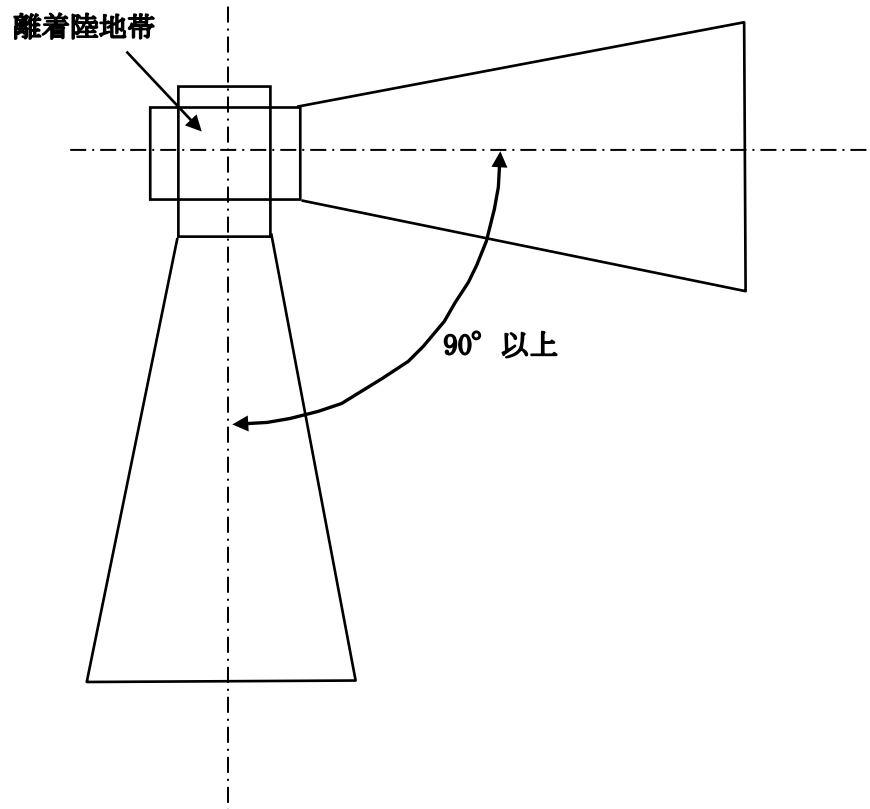
進入表面断面図



転移表面断面図



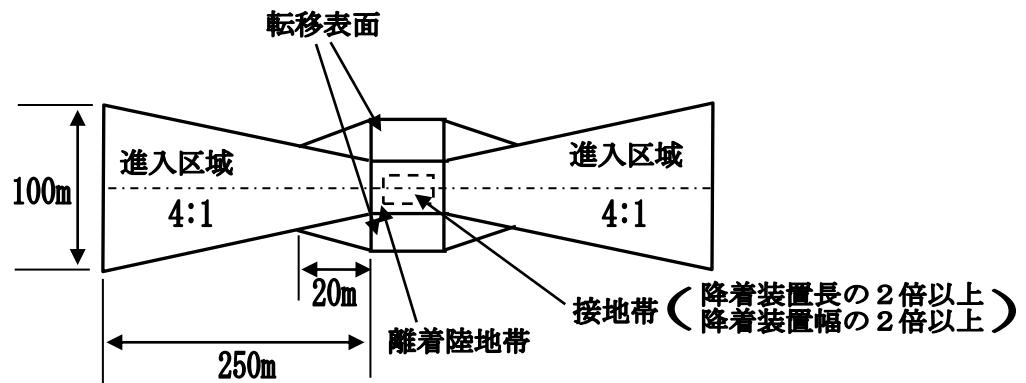
『一般』 進入経路と離陸経路が同一方向に設定できない場合
《各表面上に出る高さの物件がないこと》



各表面の勾配については、別図 1 に同じ

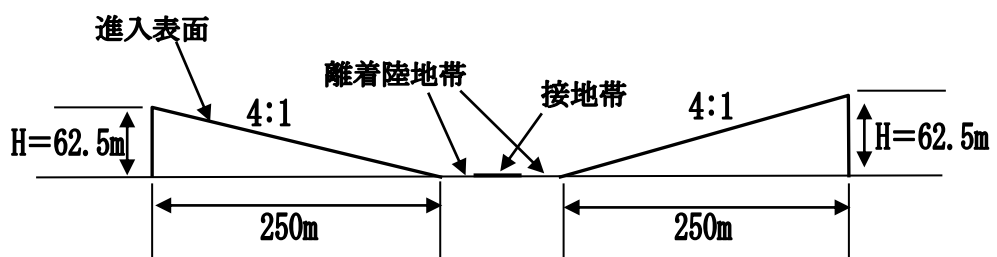
『特殊地域』 進入区域、進入表面、転移表面の略図
 《各表面上に出る高さの物件がないこと》

平面図

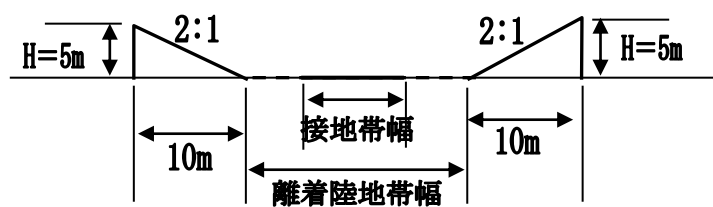


離着陸地帯：使用航空機の全長、全幅以上であること

進入表面断面図

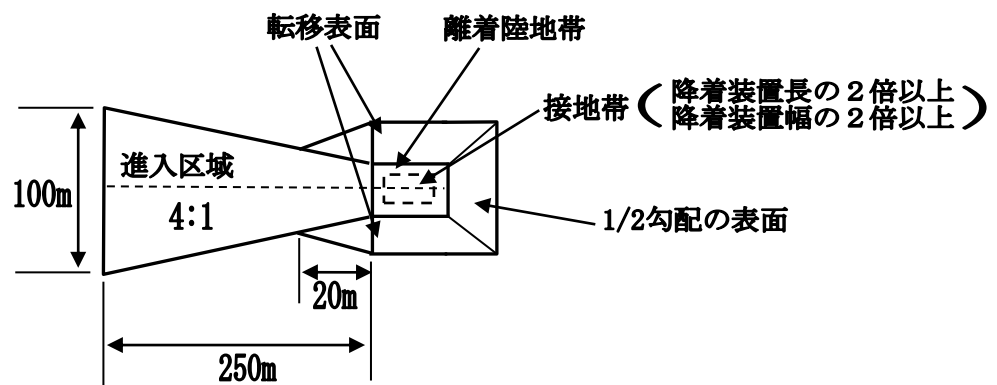


転移表面断面図



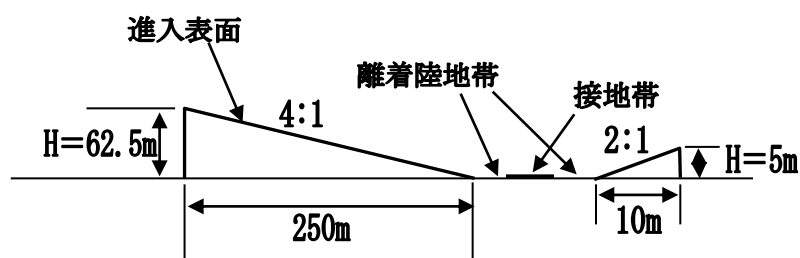
『特殊地域』 進入区域が1方向しか確保できない場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図
 《各表面上に出る高さの物件がないこと》

平面図

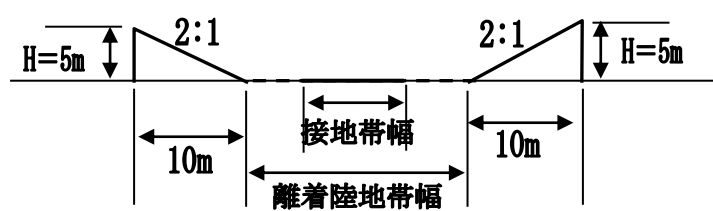


離着陸地帯：使用航空機の全長、全幅以上であること

進入表面断面図

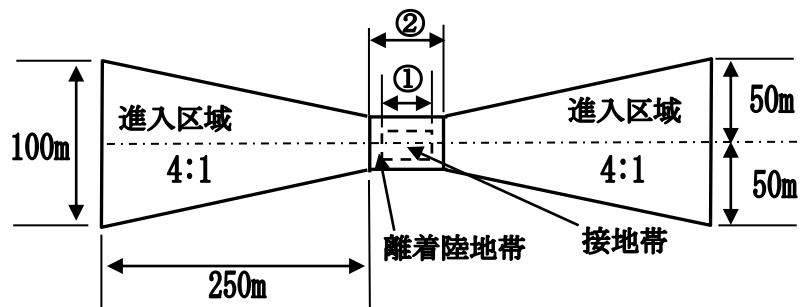


転移表面断面図



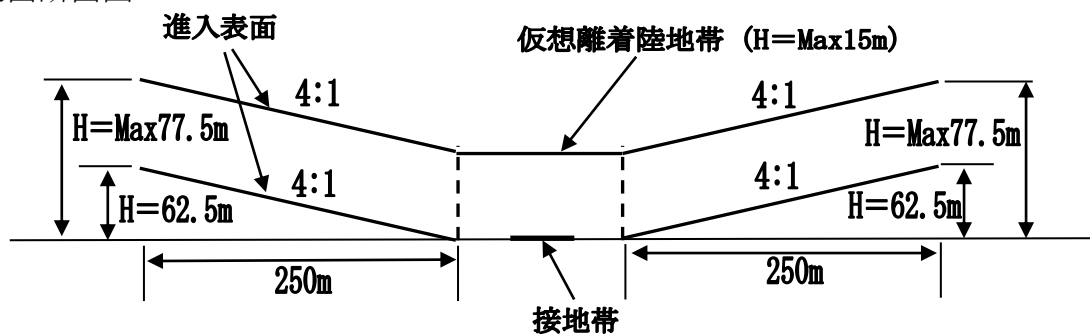
『防災対応離着陸場』 進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図
 《各表面上に出る高さの物件がないこと》

平面図



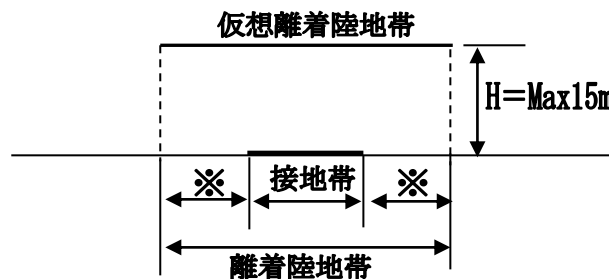
- ① 接地帯：長さ及び幅は使用航空機の全長及び全幅以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用航空機の全長及び全幅に20m以上を加えた長さとする。
- ※ 全長が20mを越す機材については、全長の2倍以上の長さとする。
- ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周辺環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

進入表面断面図



転移表面断面図

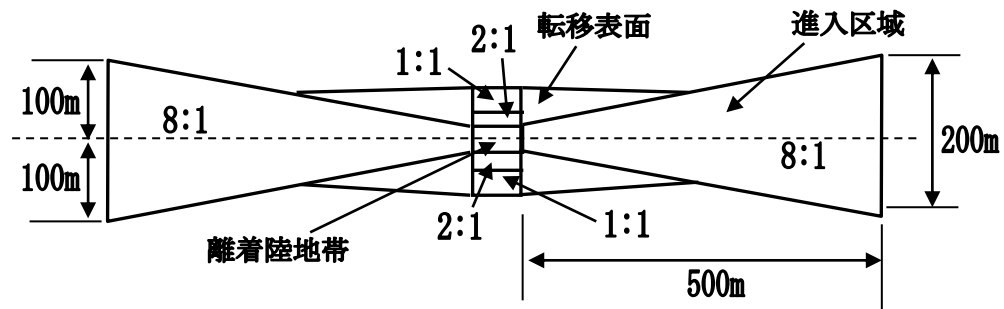
(転移表面は設定せず)



- ※ 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

『緊急離発着場』 進入区域、進入表面、転移表面の略図
 《各表面上に出る高さの物件がないこと》

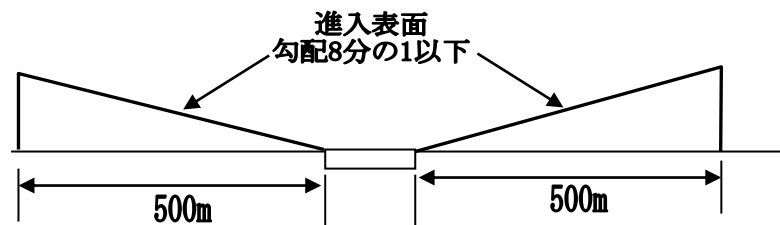
平面図



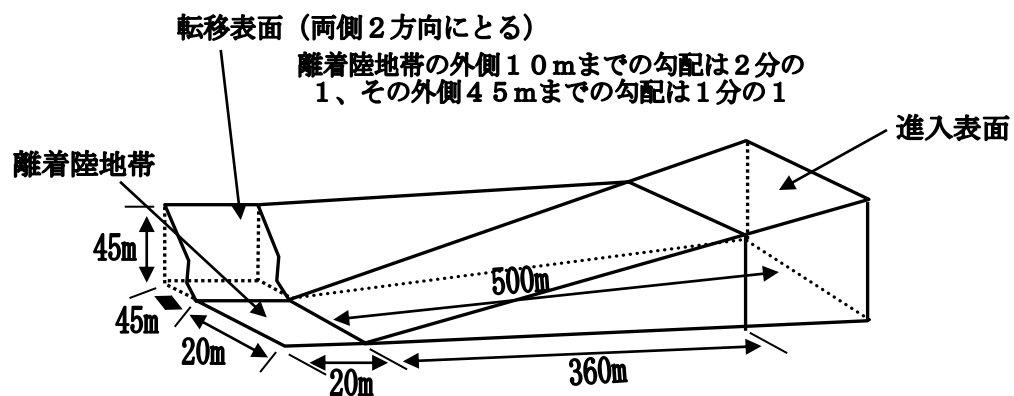
離着陸地帯：20m×20m以上

床面強度：9,000kg以上（活動想定機体の全備重量×2.25倍）

進入表面断面図



転移表面断面図



別表 1

| 番号 | 物件の品名 | | | 物品の物理的、科学的性質 | 航空法規則第194条第1項各号に掲げる物件のいずれに該当するか | 包装方法 | 一物件当たりの重量又は容量 ()内は正味重量 | 輸送時の最大積載重量 |
|----|------------------------------------|-----|------|-------------------|---------------------------------|-------------------|----------------------------|------------|
| | 品名 | 化学式 | 国連番号 | | | | | |
| 1 | 内燃機関 エンジンカッター | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 30kg | 2 |
| 2 | 内燃機関 チェーンソー | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 25kg | 2 |
| 3 | 内燃機関 削岩機 | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 40kg | 2 |
| 4 | 内燃機関 発電機 | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 95kg | 2 |
| 5 | 内燃機関 油圧ポンプ救助器具 (スプレッダー・カッター) | — | 3116 | — | その他の有害物件 | — | 70kg | 2 |
| 6 | 内燃機関 船外機 | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 55kg | 1 |
| 7 | 内燃機関 小型動力ポンプ | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 120kg | 2 |
| 8 | 内燃機関 草刈り機 | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 15kg | 1 |
| 9 | 内燃機関 燃料給油用ポンプ | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 30kg | 1 |
| 10 | 内燃機関 オートバイ | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 100kg | 2 |
| 11 | 内燃機関 ミニジェット | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 25kg | 1 |
| 12 | 水中スクーター (蓄電池式) | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 30kg | 2 |
| 13 | 蓄電池 | — | 3116 | — | その他の有害物件 | 専用ケース | 70kg | 1 |
| 14 | 圧縮空気 1.5～140 (潜水用、呼吸器、ジャッキ、 | — | 1002 | 非引火性の気体であって燃焼を支える | 高圧ガス | 高圧容器 (保護キャップ付) | 20k (空気6kg) | 20 |

| | | | | | | | | |
|----|---|---|------|--------------------------------------|----------|-----------------------------------|-----------------------|----|
| | エアソー、エアカッター、放水銃用) | | | | | き) | | |
| 15 | 酸素 1.2~10ℓ (救急、ガス溶断器用) | | 1072 | 非引火性の気体であって、燃焼を強力に支え、火災を助長する | 高圧ガス | 高圧容器 (保護キャップ付き) | 15k (酸素2kg) | 20 |
| 16 | アセチレン 3.5ℓ (ガス溶断器用) | | 1072 | 引火性の気体であって、点火源や衝撃により分解、爆発する | 高圧ガス | 高圧容器 (保護キャップ付き) | 5kg (アセチレン0.5kg) | 2 |
| 17 | 炭酸ガス 0.2~10ℓ (膨張式救命筏、膨張式救命ボート、ライフジャケット用) | — | 2990 | 引火性、爆発性なし。不燃性で毒性は弱い。高濃度の場合には麻酔作用がある。 | その他の有害物件 | 高圧容器 又はカートリッジ式ボンベ | 22kg (炭酸ガス3kg) | 20 |
| 18 | フロンガス 134A (自動膨張式救命浮輪用) | — | 2990 | 引火性、爆発性なし。不燃性で毒性が極めて少ない。 | その他の有害物件 | カートリッジ式ガスボンベ | 約0.1kg (フロンガス約40g) | 20 |
| 19 | LPG (照明、ヒーター、コンロ用) | | 1978 | 引火性、爆発性の気体で、爆発性混合ガスを作りやすい。 | 高圧ガス | 高圧容器 又はカートリッジ式ガスボンベ (JIA認定に限る) | 10kg (LPG5kg) | 10 |
| 20 | 空気式救命索発射銃 | — | — | — | 銃砲刀剣類 | 専用ケース | 20kg | 2 |
| 21 | 火薬式救命索発射銃 | — | — | — | 銃砲刀剣類 | 専用ケース | 10kg | 2 |
| 22 | タービンエンジン用 航空燃料 | — | 1863 | 引火性の液体であって、点火源により燃焼する。 | 引火性液体 | 鋼製ドラム缶 | 約190kg (200ℓ) | 5 |
| 23 | ガソリン | — | 1203 | 引火点-18℃以下。揮発性を有し、非常に特徴のある臭気を有する。 | 引火性液体 | 油類運搬用金属缶 | 約17kg (20ℓ) | 20 |
| 24 | エタノール (救急消毒用) | | 1170 | 常温で引火性の蒸気を発する。 | 引火性液体 | 樹脂製ボトル | 約0.5kg (0.5ℓ) | 10 |
| 25 | 混合燃料 (ガソリンと2サイクルオイルの混合) | | 1993 | 引火性の液体であって、点火源により燃焼する。 | 引火性液体 | 油類運搬用金属缶 | 約17kg (20ℓ) | 20 |

| | | | | | | | | |
|----|-------------------|---|------|--------------------------------|-------|----------|----------------|-------------------------------|
| 26 | 重油 (2サイクルオイル) | — | 1202 | 引火性の液体であって、点火源により燃焼する。 | 引火性液体 | 油類運搬用金属缶 | 約21kg (200) | 20 |
| 27 | 火薬 | — | 0323 | 火薬を含有し、効率的な破壊作業が行えるように設計されたもの。 | 火薬類 | 専用ケース | 10kg | 1 安全監視員はコンクリート破壊作業主任者講習受講者 |
| 28 | 発煙筒 | — | 0197 | 料薬を含有し、煙で信号効果を生じるように設計されたもの。 | 火薬類 | 専用ケース | 2kg | 20 |
| 29 | 信号炎管 (マリンマーカー) | — | 0093 | 料薬を含有し、煙で信号効果を生じるように設計されたもの。 | 火薬類 | 専用ケース | 16kg | 20 |

爆発物等の積載区画 (A S 3 6 5)

